慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	G・F・キルヒホフ K・ゼッサー編『犯罪の被害者：被害者学リーダー(一九七九年)』
Sub Title	Gerd Ferdinand Kirchhoff - Klaus Sesser (hrsg.), Das Verbrechensopfer. Ein Reader zur Viktimologie, 1979
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.4 (1980. 4) ,p.123- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800415-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

G・F・キルヒホフ
K・ゼッサー　編

『犯罪の被害者——被害者学リーダー（一九七九年）』

Gerd Ferdinand Kirchhoff-Klaus Sesser (hrsgg), Das Verbrechensopfer. Ein Reader zur Viktimologie, 1979

一　被害者学が次第に、多くの国々の犯罪学者や刑事政策家の間にその存在のみならず、学問的意義を認められるようになつてきたことは、まことに喜ばしい限りである。被害者学に関心を持つ学者や実務家の会合である「国際被害者学シンポジアム」も、一九七三年イスラエル、一九七六年アメリカ、一九七九年西ドイツと回を重ね、いよいよ一九八二年には、東京と京都で第四回会議が開催されるはこびとなつた。本年は、国際被害者学会も創設されることになるであろう。

被害者学に関する文献も、内外ともに豊富になりつつある。わが国では、ほとんど毎年のように、被害者学に関連した業績が発表されており、それらを集めた「犯罪と被害者—日本の被害者学」（宮澤編）も、去年、第三巻が出た。英語の被害者学の文献も、最近では数多く公刊されている。ドラプキンとヴィアノの編集したリーディングス Victimology, 1974 とヴィアノの編集にかかる Victims and Society, 1976 をはじめ、イスラエルの会議の議事録 Victimology: A New Focus. 5 vols., 1974-1975 があり、一九七六年には被害者学の国際雑誌も創刊され、アメリカをはじめとして、「被害者化 Victimization」に関する調査報告が多数公刊されている。

西独では、シュナイダーが数多くの著書論文を公刊している。例えば、Viktimologie. Wissenschaft vom Verbrechensopfer, 1975 や Das Opfer und sein Tater-Partner im Verbrechen, 1979 がこれである。

本書は、此のような状況を背景にして、アメリカ、西独、日本、オランダ、オーストリア、イスラエルなどの研究者の論文二四編を集めて出来あがつた。私も寄稿を約束していたが、時間の関係で遂に間に合わず、その責めをはたすことができなかつた。本書の書評を引き受けることで、せめてもの償いとする。

二　本書は、大きく分れて八部から成る。一序説、二構想と局面、三被害者調査、四犯罪の被害者——理論編——、五同——経験的研究、六被害者の援助と保護、七展望、そして、八附録としてつけられた(1)第一回国際シンポジアムの決議と勧告、(2)ベラジオ国際被害者学研究集会の結論と勧告がその全体的構成である。

第一部の「序説」は編者二人が連名で書いている。被害者学が犯罪の科学の分野において、確固とした地位を築いたことを指摘し、

刑事法や刑事政策の分野で、従来の視野に多様な局面を付け加えたこの新らしい学問の功績を認め、国際的な協力の下でアンソロジーを編集することとし、その際に、各人の恣意的執筆を避けるために共通の基本的枠組を設定し、対象領域を説明し、併せて、主たる執筆者の論文の位置づけをも試みている。

重要なことは、本書の標題にもあるように、被害者学の対象を「犯罪の被害者」に限定し、自然現象や事故をも包括する「一般的被害者学」（メンデルソーン）からは距離を置くという態度を表明している点である。犯罪学から独立した固有の学としての被害者学という主張は、ここでは拒けられている。

被害者学自体、まだ、確立した体系がなく、はたして固有な研究方法があるかどうかも定かではない。こういう学問状況を反映して、本書の共同執筆者の中には、犯罪学的な方法で被害者現象に接近する者もいれば、被害者の側面に力点を置く者もいる。後者は、特に、防犯、犯罪の予防に注目し、暗数を分析し、公的機関に被害を通報しない被害者の態度を重視し、公式・非公式な社会（犯罪）統制機関の発動に対する被害者の態度に刑事政策との接点を見出そうとする。

編者らは、こうした学問状況が個別論文にいろいろな形で反映している現状を説明する一方、数ケ国の研究者から出された論文を一冊の本にまとめるについての用語の統一にもふれ、特に、Victimization, Victim Precipitationという概念が英語と独語ではニュアンスを異にする点を指摘している。学問の国際的協力において、用語の統一という基礎作業がまず第一の難関であることを象徴する「導入部」である。

三　第二部には四つの論文が寄せられている。

ザール大学社会学部のK・ワイスの「被害者学・学問かパースペクティブか」は、此の筆者自身、かつて犯罪学とは別個に被害者学など論ずる意味があるかと批判しておきながら、この学問が国際的に発展するようになると、一転してこれに接近するなど、腰の定まらない人物である。いろいろ書いてはいるが、殆んど目新しいものは何もない。枯木も山の賑いといったところか。

フィラデルフィア大学のM・E・ウォルフガングらの「被害者のカテゴリー」では、かつて「殺人のパターン」の研究によって、被害者学の先駆的な業績をあげた著者が、イスラエル、ボストンの会議でも指導的な役割を演じた経験をふまえて、最近の「被害者調査」の状況を批判的に検討し、今後の検討課題として、被害者の役割（寄与）、挑発、累被害者の問題のほかに、「犯人でもある被害者」、「被害者としての犯人」の問題が、法人の犯罪との関係で、将来重要なテーマとなるであろうことを暗示している。

ウォルフガングの問題提起は、オランダのライデン大学のナーゲルの「構造的被害者化」において敷衍されている。ナーゲルは、メンデルソーンが提唱するように被害者学の問題領域を拡大することには否定的であるが、しかし、従来の犯罪学では対応し切れない多くの分野が被害者学によって開拓されたことを――かつては懐疑的な見解を述べていたが、それを反省した上で――率直に認め、ジェ

ノサイドを例にとり、人間集団が集団によつて被害者にされる状況は、人格的素質によるのではなくて、宗教による攻撃、社会・心理学的な被害者化の過程としてとらえるべきであるとする。

この論文の主要な部分である「構造的被害者化」の㈠では、伝統的な犯罪における加害者・被害者関係を分析している。この部分は、問題点の整理の方法が目新しいだけである。これに対して、その㈡は、公害と戦後のナチス協力者に対する報復、最近のテロリズムなどを例にとつて、構造的（つまり、社会構造上の）被害者の問題性を検討している。その叙述は若干断章的で、まとまりがないけれども、そこに提供されたアイディアには、今後、大いに発展させる余地がある。さらに、ラベリング論を被害者学に用いていることにも注意すべきである。いささか唐突であるが、性染色体異常者として〝レッテル〟をはられた者に対する警察や裁判所のネガティブな反応が例としてあげられている。

アメリカン大学のE・ヴィアノの「被害者学――被害者の調査」はごく短かいもので、被害者学の課題、発展の方向、国際協力の必要性などが綴られている。この人は、オーガナイザーとしての適性をもつている。

第三部は「被害者調査」であり、四つの論文がある。

南ミシシッピ大学のJ・P・ドゥシッチは「アメリカにおける地方と中央の被害者調査」という論文の中で、一九三〇年のFBIの被害者調査にはじまる研究の動向、殊に、一九六七年の大統領委員会の報告書には、各都市、州、そして連邦政府レベルで実施されている各種の被害者調査の概要を極めて手際よく紹介している。それらの調査に関連して、方法上の疑点を述べた多くの批判者たちの意見も併せて分析、叙述しているから、読者はアメリカの連邦司法省のLEAAの公刊したボストンをはじめとする一三の都市の被害者調査、数冊の大都市における被害者化に関するレポートをも参照しながらこの論文を検討するとよい。

オランダのニーメゲン大学犯罪学研究所のフィセリエは、「犯罪の被害者――オランダにおける犯罪の種類と程度」において、犯罪の種類、殊にその被害の重大さの程度に応じて、被害者の通報行動に大きな差異があることを、自分の実施した暗数調査のデータに基づいて報告をしている。そして、H・J・シュナイダーが、その被害者学の体系書の中で、検挙率があがれば、民衆の警察に対する信頼が高まり、それだけ暗数が減ると主張しているのに対して、それは重大犯罪について言えることではあつても、軽い財産犯には妥当しない。警察への通報行動は、警察への信頼とは別の問題であり、若し、軽微犯罪を多数通報したら、検挙率は急激に低下するであろうと痛烈な批判をしている。暗数研究の問題性について、一つの重要な発言である。

青山学院大学の石井光の「東京被害者調査」は、一九七七年夏に、慶應義塾大学法学部の私の研究会の学生の協力をえて実施した東京二三区内の暗数調査のデータを紹介したものである。詳しくは宮澤研究会・東京被害者調査――犯罪及び犯罪統制機関に対する、東京都民の意識調査、並びに犯罪の暗数調査――法律学研究第一〇

号、昭和五四年一月、六四頁以下がある。なお、Hans-Heiner Kühne=Koichi Miyazawa, Kriminalität und Kriminalitätsbekämpfung in Japan (Sonderband der BKA-Forschungsreihe), 1979, S. 82 ff. にも紹介をしておいた。

ウィスコンシン大学のM・B・クリナードらの「数ケ国にまたがる被害者調査を比較した場合の問題と帰結」は、アメリカの都市、スイスのチューリッヒ、西独のシュトゥットガルトで被害者の国際比較調査を共同して実施した経験をもつクリナードが、これまで多くの国で行われてきた被害者調査のデータを比較して検討する際に注意すべき多くの問題点をあげている。結果だけを比較することは無意味であり、被調査者の年齢はどうか、調査対象者の選択をどのように行つたかに関して注意すべきであり、数ケ国にまたがつて比較調査をする場合には、統一質問表を作成する必要があるが、しかし、質問の仕方とか質問内容は、被調査者のことを考え、国情に合つた表現を用いるべきであるなど、具体的な提案が詳細に論じられ、参考になる。

第四部「犯罪の被害者」――理論編――

カナダのシモン・フレーザー大学のE・A・ファター「被害者になること――危機と経験と残余効果」は、自からの行つた実証研究というよりは、多くの文献を用いて、標記の論点に「まとめ」をつけている。累被害者性、加害者と被害者の役割の交替、弱者の被害者化など、わが国ではすでに多くの成果が蓄積されている仮説を英語圏の文献に依つて紹介している。内容には新鮮味はない。

カイザーの弟子で、ハンブルク大学第二法学部のB・ヴィルモウの「犯罪行為と犯罪者に対する被害者の態度」は、被害者の犯罪通報行動とからめて、こうした、被害者の態度決定が、公式及び非公式の社会統制との関連で検討されてしかるべき所以を叙述している。この論文では、フライブルクのMPIの実態調査を含むアメリカや西独の経験的データをふまえ、罪種別に被害者の通報行動に差異がある点の分析がなされている。

同じく、カイザーの弟子で、現在、トゥリエー大学教授であるE・ステファンは、「被害者の諸類型と社会心理学的基礎づけのある代案の提案・被害原因の分類学について」の中でv・ヘンティッヒ、エレンベルガー、セリン＝ウォルフガングらの被害者類型をはじめ従来の被害者類型の仮説を批判したうえで、被害者となる状況を決定する要因の意義、相互依存性、相互作用につき分析し、被害者自身、犯人、社会統制機関、研究者からえられる被害者の概念を被害状況とからめて総合的に把握すべき旨を提唱している。

連邦警察局のM・C・バウルマンの「性犯罪被害者の被害に関する研究プロジェクトの基礎と仮説」は、性犯罪の被害に関する従来の諸研究を総括的に検討し、そこに認められる方法上の誤謬を指摘し、被害を受けた後に、第三者の心ない言動による心理・社会的な被害発生を除去するためのプロジェクトの設定を提唱し、検証すべき仮説を提示している。

第五部「犯罪の被害者」――経験的研究――

メンヒェン・グラートバハにあるニーダーライン・ホッホシュー

レ教授G・F・キルヒホフとその夫人の「質問表を用いた性的被害の暗数調査」は、アメリカのウェスターン・ミシガン大学とメンヒェングラートバハの学生に対する性的被害調査のデータを分析したものである。被害者が両親や警察に被害を報告する率は、アメリカの場合には相当に低い。特に注目すべきは、メンヒェングラートバハの女子学生の被害者の一二%が警察に報告しているほかは、他の男女学生とも一～三%しか警察に被害を報告していない。なお、被害の有無と被害者自身の性経験との関連性も分析されている。

MPIのK・ゼッサーは「殺人の被害者となる見込みについて」において、内外の研究成果、公的統計データをふまえ、年齢層別に被害者となる状況を分析し、特に、家庭内、知人・隣人間の事件の多発状況を指摘している。

ジョージア大学のソーンベリーらの「被害者と犯罪者・二つの人口の一致について」は、ウォルフガングらのコーホート研究のデータを用いて、少年時や二六歳までの成人時に傷害の被害を受けた者であつて、しかもその者自身が、加害者として警察の記録にのつている比率を分析している。それによると、成人時に被害者となつた者の六五%が、同時に犯人としても記録されており、被害者でもなく犯人でもない者が八〇%であるのと比べて顕著な傾向を示している。これに対して、少年時に被害を受けた者も被害を受けなかつた者も、犯人として登録されているのは、三〇%未満で両者の間に殆んど差異がないことが判明したという。筆者は、白人と非白人、犯罪組織への加盟者と非加盟者についても検討しているが、非白人、組織加盟者のいずれも、白人、組織非加盟者と比べて、問題性が高いことを解明している。非白人では被害者であり、加害者である者は八〇%を占め、組織加盟者は、加害者であるが被害者ではない者が八〇%を占めている。他の組み合わせは、これほどの顕著な数字を示さない。こういう分析が加害者・被害者関係の解明に大いに役立ちうるのである。

MPIのV・バウマンとJ・フェヘルバリは、児童の虐待につき、加害者と被害者のメルクマールに関して若干の実証データをあげて分析している。

第四、第五部を通読すると、被害者の実証研究が次第に増加し、その結果、多くのデータが集積されていることが示されてはいるが、しかし、扱われている罪種はまだ限られており、財産犯に関する研究が不足していることが顕著である。何故、詐欺罪などが研究の対象となりえないのであろうか。

第六部「被害者の援助と保護」

ミュンスター大学のH・J・シュナイダーが「被害者の損害、原状回復、被害者の処遇」の問題について、アメリカやカナダの状況を詳細に叙述している。ここには、被害者補償制度の確立をふまえて、公私の団体が被害者の物質的、精神的被害にいかに対処しているかを余すところなく伝えている。文献目録とともに、この問題に関心を有する者が英米圏について概観しようとする場合の必見の資料である。わが国では、一九八一年度にやつと被害者給付金の制度が発足することとなつたが、被害者補償につき、議論をつめてお

きたいむきは、ザール大学のH・ユンクの「被害者の補償」を読むとよい。諸外国の状況と併せて、西独の法制度の現状とその問題点が詳しく述べられている。被害者の救済は、単に「補償制度」を云々するにとどまらない。児童の虐待と女性に対する差別と虐待にどう対応するかが重要である。この問題について、ベルリンの児童保護センターのv・ウィッテンハーゲンの「社会の変化と児童の保護」とルール教育大学のS・メッツ=ゲッケルの「女性に対する構造的・人格的暴力とその廃止の困難さ」が、それぞれの論点にひそむ家庭内、社会内での矛盾と児童や婦女子をとりまく今日の劣悪な社会状況、それに対応する社会政策の貧困さを浮き彫りにしている。国際児童年、国際婦人年というかけ声の華やかさの背後にある現実のきびしさは、わが国とても同じであろう。こういう分野にも、被害者学がメスを入れるべき時期がきた。

被害者救済には、さらに、具体的な施策が必要である。ヘブライ大学のアミールとその夫人は「強姦被害者のための危機対策センター―イデオロギー闘争の場」という論文の中で、カナダとアメリカのセンター（Rape Crisis Center）について、詳しい紹介をしている。この論文にも、豊富な文献が併記されており、イデオロギー的な局面という記述とともに、此の問題についての貴重な文献といえよう。ミルウォーキーのマークェット大学のリチャード・クヌーテン教授とその夫人は「アメリカ合衆国における被害者と証人のためのプログラム」という論文の中で、被害者・証人が、犯罪行為との関連のみならず、刑事司法のシステムに関連した多くのわずらわしい問題にかかわりを持たされている現状を指摘し、刑事裁判へのこれらの人々の協力をいかに負担を少なくして確保しうるかについてのいくつかのプログラムを紹介し、効率を検討している。そこではブロンクスやニュー・ヨークなどの Crime Victim Consultation Project、フレスノの Victim Assistance Program と比べて、ミルウォーキーの Turnaround Project がすぐれているとして、それを詳しく紹介している。公判廷での被害者に対するきびしい反対尋問に対抗する方策いかんの問題もさることながら、証人の場合、現在のシステムでは、物質的にも精神的にも負担が大きい。出頭のための時間のロスも少なくないし、駐車場確保の問題もある。被害品が証拠として、長い時間、警察や検察庁、裁判所を廻り、売物にならなくなるので、財産犯被害者は被害届を出ししぶることが多い。その解決の試みとして、精密な写真にとることで、被害品を早期に返還する施策が実施されている。性犯罪の場合、被害者はプライバシーを守ることに敏感になつている。この場合、取扱い検事が事件の最初から最後まで一人で担当するとか、審理を迅速にするなど、被害者を保護するための施策が試みられている。各種のプログラムを実施するに際して投入された多額の金額を見ると、アメリカで「ダイバージョン」が真剣に考慮されている現実が分るように思う。

犯罪とか被害という問題は、国家や社会が軽視してはならぬ社会問題である。幸いにしてわが国の現状は、欧米と比べて、犯罪の多発に悩んではいないが、この現実の背後において、個々の家庭とか身内の者に欧米では考えられない「しわよせ」がなされていること

を知るべきである。いつまでも「私的なコントロール」にまかせていてはいけない。財政的な裏づけのある対応を真剣に考えるべきときだと私は考えている。

四　第七部「展望」は、カイザーの「八〇年代の初頭にあたつての被害者学――批判的レジュメ」は、この筆者の年来の主張であるところの被害者学による犯罪学の視野の拡大、犯罪学の内容の充実にふれ、それと比べて、オーソドクスな犯罪学に批判的な姿勢をとるラディカルな論者の視野の狭さ、実証性のなさの論証として、被害者の側面についての考慮のなさを指摘する従来の論旨をくりかえし述べ、さらに、被害者学自身に対する批判としては、犯罪学にこれほどの影響を及ぼしたにもかかわらず、被害者学自身、その後、余り顕著な業績をあげていないと非難し、その成果も、例えば参与観察など、実証的な研究に基づいていないこと、被害者化の発生と推移についての過程の分析も充分でないことを批判している。経済犯罪における被害者の問題、いわゆるホワイトカラー犯罪や公害犯罪の被害者学は、たしかに、これまでわが国でも殆んど手がけられていなかつた。これに対して、カイザーが、脅迫や恐喝、その他財産犯の分野で、これまで被害者学は殆んど見るべき成果をあげていないとか、いわゆる「ヒモ」についての研究がないという批判をしている部分を読むと、わが国の被害者学の成果が日本語で書かれていることの悲哀を思わずにはいられない。かつて、アルトゥール・カウフマンが唐律に「罪刑法定主義」に類似した規定があつたことを知つて、マルチッチの著書の書評においてこれを引用し、ヨーロッパの者が自分達だけの知つている知識で物事を考えているのは、白黒写真を見るのに等しいといつたことがある。カイザーの「展望」の論評にも、それと同じことが言えるかも知れないが、残念ながら現状を打開するにはまずわれわれが自らを語るしかないのである。

一九八二年八月末に、東京と京都で第四回国際被害者学シンポジアムが開催されるが、主催者の一人として、その機会においては、一流の通訳を起用し、日本の参加者が思つていることを自由に喋り、外国語で意を伝えることに煩わされることなく、言語の技術者の媒介により、対等に議論する場を提供することを心がけようと思う。

宮澤浩一